

サービスご利用にあたっての相談先

草加市役所 障がい福祉課

住所 草加市高砂1-1-1
電話番号 048 (922) 1442
ファクス 048 (922) 1153
開庁日 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
開庁時間 8：30から17：00まで

相談支援センター そうか光生園

対象 身体・知的
住所 草加市柿木町1215-1
電話番号 048 (932) 4111
ファクス 048 (932) 4111
営業時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
8：30から17：00まで

相談支援センターはれのわ

対象 身体・知的・精神・難病
住所 草加市栄町2-1-32ストーク草加式番館1階
電話番号 048 (933) 9271
ファクス 048 (933) 9632
営業時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
8：30から17：00まで

草加市障害者相談支援事業所 ふらっと草加

対象 精神
住所 草加市氷川町2163-5 1階
電話番号 048 (954) 5802
ファクス 048 (954) 5803
営業時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
9：00から16：00まで

Memo -めも-

障がい福祉 サービスの ご利用に あたって

しょうがいふくしさーびすのگریょうにあたって

製作・発行 令和7年4月

草加市自立支援協議会 相談支援部会

かよう

生活介護・地域活動支援センター
障がいのある人が昼間に通って絵を描いたり、作品を作ったり、スポーツをしたり、作業をしたりします。

はたらく

就労移行支援・就労継続支援
働きたい障がいのある人が通います。
仕事の練習ができます。

やすむ

短期入所（ショートステイ）
グループホームや施設に短い期間泊って、生活に必要なことを手伝ってもらいます。
病気や用事などで家族が世話できないときに使えます。

でかける

移動支援（ガイドヘルプ）
障がいのある人が出かけるときに、付き添ってくれます。
買い物や乗り物に乗るための手伝いなどをしてくれます。

くらす

施設入所支援
障がいのあるたくさんの方が、施設の中で一緒に暮らします。おもに障がいの重い人が対象です。生活に必要なことを手伝ってもらえます。

グループホーム

2～10人の障がいのある人が普通の一軒家などで一緒に暮らします。食事やお風呂など生活に関わることを手伝ってもらえます。

居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人が、親などと一緒に暮らし、たり一人暮らしをしたりするときに生活の手伝いをしてくれます。

サービスを利用してみたい方は
次のページへGO！

しょう ふう し う おも 障がい福祉サービスを受けたい！ と思ったら

しょう ふう し りょう
障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請が必要です。
し やくしょ しんせい つぎ じゅん び ひつよう
市役所での申請をはじめ、次のような準備が必要となります。



し やくしょしょう ふう し か
市役所障がい福祉課へ
もう こ
申し込み

し やくしょしょくいん はなし うかが
市役所職員が話を伺います。
ほんにん か ぞく じょうきょう かくにん
ご本人やご家族の状況を確認します。
けってい ちょう さ ひつよう
サービスの決定には、調査が必要です。
ちょう さ けってい
調査のあと、サービスを決定します。



ひつよう
必要なサービスに
かんが
ついて考える

き ぼう こま つた
希望や、困っていることをお伝え
ください。
そうだん し えんせんもんいん ひつよう し えん
相談支援専門員が、必要な支援について
いっしょ かんが
一緒に考えていきます。サービス利用
までお手伝いします。



りょうけいかく
サービスの利用計画を
つく
作ってもらう

そうだん し えんせんもんいん き ぼう
相談支援専門員が、あなたの希望
そ けいかく さくせい
に沿った計画を作成します。
そうだん し えんせんもんいん けいかくしょ さくせい
相談支援専門員が、計画書を作成
します。（※サービス等利用計画の作成）



じ ぶん あ
自分に合った
つか
サービスを使う

けってい
決定されたら、いよいよサービスの
りょう はじ
利用が始まります。
そうだん し えんせんもんいん ときどきようす み
相談支援専門員が、時々様子を見に
き
来て、サービスがきちんと行われて
いるか確認します。（※モニタリング）



りょう ひょう サービスを利用するときにかかる費用？

サービスを利用するときは、原則として、上限額の範囲内でサービス費用の1割を事業者に支払います。
しやく ひ じっ び ふ たん ひつよう ば あい がく し はら
また、食費などの実費負担が必要な場合は、その額を支払います。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
せい かつ ほ ご 生活保護	せい かつ ほ ご じゆきゆうしゃ 生活保護受給者	0 円
てい し ょ とく 低所得	し ちょうそんみんぜい ひ か ぜい せ たい 市町村民税非課税世帯(注1)	0 円
い っ ぱ ん 一 般 1	し ちょうそんみんぜい ひ か ぜい せ たい 市町村民税課税世帯（所得割16万円(注2)未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300 円
い っ ぱ ん 一 般 2	じょう き い がい 上記以外	37,200 円

(注1)3人世帯で障害基礎年金受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2)収入が概ね670万円以下の世帯が対象になります。

(注3)入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

と ちゅう か サービスは途中で変えることができます。

サービスを使い始めたはいいけれど、生活にきちんと合っていない気がする・・・。
そんな時は、必要に応じて使い始めたサービスを変更することができます。
サービスを使ってみて、希望と違うことや、困ったことがあれば、相談支援専門員へ相談を！

サービスの決定には時間がかかります。
ご利用の際は、お早めにご相談ください。